

## 小田周辺地区防災街区整備地区計画の届出に関する提出書類

### 1 届出に関する提出書類

#### (1) 土地の区画形質の変更の場合

届出書（様式）	
密集法施行規則第 23 条第 1 項に基づく別記第四号様式	
添付書類	明示すべき事項
①当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面で縮尺千分の一以上のもの	特になし
②設計図で縮尺百分の一以上のもの	特になし

#### (2) 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築、改築、増築若しくは移転又は用途の変更の場合

届出書（様式）	
密集法施行規則第 23 条第 1 項に基づく別記第四号様式	
添付書類	明示すべき事項
①敷地内における建築物等の位置を表示する図面で縮尺百分の一以上のもの	特になし
②二面以上の建築物等の断面図及び立面図並びに各階平面図（建築物である場合に限る。）で縮尺百分の一以上のもの	用途が共同住宅又は長屋の場合、各戸の面積（壁芯）
③案内図	建築物等の計画地
④2 階建て以下、延べ面積 500 m <sup>2</sup> 以内の場合 a 認証型式部材等製造者が製造する型式部材等を使用する場合 ・型式部材等製造者認証書 ・認証書に付随する図書（準耐火建築物であることがわかるもの） b 上記以外 ・準耐仕様リスト（該当法令や認定番号等がわかるもの） ・その他の書類	準耐火構造又は準耐火建築物等以上であることを確認できる事項
⑤敷地の求積図	敷地面積
⑥この防災街区整備地区計画が告示された際、「現に建築物の敷地として使用されている土地で敷地面積	

	<p>が地区計画の制限に適合しないもの（a）」又は「現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用すると敷地面積が地区計画の制限に適合しない土地（b）」については、その全部を一の敷地として使用する場合は法令に適合していないとはならない場合があります。</p> <p>上記 a 又は b に該当する場合は、次の図書等を添付してください。<u>土地及び建築物の状況によってはさらに図書を提出いただく場合があります。</u></p> <p>&lt; a の場合 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 告示時点で存在していた建築物の建築計画概要書等（敷地面積及び敷地形状がわかるもの）</li> <li>・ 建物の登記全部事項証明書又は固定資産税台帳記載証明書（建築年の記載があるもの）</li> <li>・ 告示時点で存在していた建築物が除却されている場合、除却面積や除却年月日がわかるもの（取壊し証明書又は滅失登記等）</li> </ul> <p>&lt; b の場合 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公図の写し（一筆の一部を敷地とする場合は位置を加筆して明示）</li> <li>・ 地積測量図</li> <li>・ 土地の登記全部事項証明書</li> <li>・ 一筆の一部を敷地とする場合は、当該敷地に隣接した建築物の状況がわかるもの（建築計画概要書等）</li> </ul>	
	<p>⑦用途が共同住宅又は長屋の場合、各戸の求積図</p>	
	<p>⑧垣柵の仕様、形態がわかるもの（配置図への書き込み、品番確定の場合はカタログの写しなど）</p>	<p>○垣・柵の構造 ○構造が組積造・補強コンクリートブロック造等の場合、高さ</p>
	<p>⑨その他、防災街区整備地区計画の制限への適合を確認するにあたり必要なもの</p>	

## 2 すでに行っている上記の届け出を変更する場合

### (1) 土地の区画形質の変更の場合

届出書（様式）	
密集法施行規則第 26 条第 1 項に基づく別記第五号様式	
添付書類	明示すべき事項
①当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面で縮尺千分の一以上のもの	特になし
②設計図で縮尺百分の一以上のもの	特になし

### (2) 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築、改築、増築若しくは移転又は用途の変更の場合

届出書（様式）	
密集法施行規則第 26 条第 1 項に基づく別記第五号様式	
添付書類	明示すべき事項
①敷地内における建築物等の位置を表示する図面で縮尺百分の一以上のもの	
②二面以上の建築物等の断面図及び立面図並びに各階平面図（建築物である場合に限る。）で縮尺百分の一以上のもの	
③その他 変更に関するもの	変更内容

## 3 留意事項

- (1) 紙で提出する場合、届出書（様式）はA4サイズ、添付図書は縮尺に合わせ、A3サイズ等とし、正副2部提出してください。
- (2) 届出者が他者に手続きを委任する場合は、届出者からの委任状を添付してください。